

# 第24期宝塚市農業委員会

## 令和4年第8回議事録

(2022年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和4年8月19日

(2022年)

宝塚市農業委員会

## 令和4年 第8回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和4年8月19日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和4年第8回の総会を開催します。本日は、7番塚本委員と8番中西恵子委員が欠席ですが、会議に必要な過半数は出席しておりますので、第8回総会は成立しています。

本日の議事録署名委員は、3番阪上勝弥委員と4番山添委員にお願いします。事務局長から諸般の御報告をお願いします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 何か御意見、質問等ありますか。無いようなので、議案審議に移ります。次に、報告は終わりましたので、本件につきまして何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、議案審議に移りたいと思います。

議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

事務局から御説明願います。

○事務局 1ページ目を御覧ください。

議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。令和4年8月19日。宝塚市農業委員会会長 林五郎。

2ページ目をお願いいたします

まず、農地の所在ですが、長谷字(地番)。地目は田。地積は883㎡です。それで、貸主の(氏名)さんから、公益社団法人ひょうご農林機構に貸出しまして、ひょうご農林機構を通じて、(氏名)さんが借りるという形になっております。期間は10年間です。金額はそこに書いてありますとおり、1万7,660円となっております。

位置図については、3ページ、御確認ください。

今回、(氏名)さんが新規就農者という形になりますので、簡単に御紹介だけさせていただきます。

借りられる(氏名)さん、年齢53歳で、御住所、(住所)の方です。それで、就農に至るまでの経緯としましては、これまで家庭菜園をずっとされておられて、野菜栽培の経験はあるとのこと、市街地に住んでいると土と触れ合う機会も少ないので、地域の子供たちと作付、収穫、草刈りなど一緒に行いたいとおっしゃっていました。

就農に当たっては、(氏名)さんお一人ではちょっと農業経験が少ないので、農業経験のある方と一緒に試行錯誤しながら頑張っていくとのことです。

特に作った野菜を売る予定はなくて、自家消費という形で利用したいということでおっしゃっておられました。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。

確認委員の御意見をお伺いしたいと思います。

嶽委員さん。

○嶽委員 立会いしたときに御説明を受けたんですけど、本人さんは大変や、百姓をなめてましたとおっしゃられていましたけど、する気はいっぱいあるということですので、問題ないと思います。

○林会長 はい。ありがとうございます。

農業委員さん、推進委員さんで、本件につきまして何か御意見、御質問等がございますか。

特にないようですので、採決いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。

全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に、議案第70号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。

事務局、御説明願います。

○事務局 議案第70号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」の証明願がありましたので、御審議願います。

5ページ目御覧ください。今回は、1件ございます。

申請者の方が、(住所)の(氏名)さん。申請地ですが、全部で11筆ありまして、(地番)になっております。それで、全部で2,946㎡。耕作者は(氏名)さんです。証明する従事者は、(氏名)さんで、申請理由は、今回死亡によるものです。お亡くなりになった日にちが、(個人情報)となっております。11筆の詳細は、その他の欄に記載しておりますので、御確認ください。

今回の証明願ですが、(氏名)様が所有されていた全ての生産緑地について申請が挙がってきております。

遺産分割協議書も添付いただいております。

位置図については、6ページで御確認をお願いいたします。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。

本件の確認委員の御意見をいただきたいと思いますが、塚本委員さんが本日欠席ですので、事務局の御意見をお伺いしたいと思います。

○事務局 はい。特に問題ないと聞いております。

○林会長 はい。ありがとうございます。

それでは、本件に際しまして、農業委員、推進委員さんで何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決いたしたいと思います。

生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。

全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に、議案第71号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を議題といたします。

事務局から御説明願います。

○事務局 議案第71号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分を保留したものについて御審議願います。

8ページ目、お願いいたします。

本来であれば報告案件となりますが、隣地農地の同意書が確認できなかったなどの

理由で、今回は議案として御審議いただければと思います。

1件ありまして、届出者が、**(氏名)**さん。**(住所)**。届出地が、山本丸橋3丁目**(地番)**。地目は田。地積は538㎡となっております。転用目的が戸建住宅で、造成期間が令和4年9月20日から30日間。建設期間が令和4年12月10日から90日間と聞いております。施設の概要は、今もところ未定です。

水利組合同意書は添付いただいておりますが、隣地農地の同意書が取れなかったため、別紙として皆様に経緯説明書を添付しておりますので、また御確認をお願いいたします。

位置図は、9ページになります。

10ページに、概要を載せておりますので、併せて御確認をお願いいたします。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

本件につきましては、議案第71号ということで、別紙でこのようなものがついておりましたと思います。これも朗読していただいたと思いますので、こちら辺りも踏まえた中で御判断願いたいと思います。

確認委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。

阪上秀一委員さん。

○阪上秀一委員 本件に関しましては、隣地の同意が得られていないので、経過は分かるんですけども、できれば議会のほうで御審議していただいたほうがありがたいと思います。

○林会長 はい。

本件に関しまして事務局から何か補足説明的なものがあれば、よろしく願います。

○事務局 はい。今委員さんから御説明あったこと、あと事務局のほうから説明させていただいたとおりでありますが、若干重複するところもありますが、もう少し経緯のところを詳しく説明させていただきたいと思います。

そもそもこの案件、本来であれば会長の専決事項ということで、総会の場では結果の御報告だけをさせていただくべきところですが、説明させていただきましておとり、本来というか通常添付いただいております隣接農地の同意書の添付がないままで届出がなされております。それで、隣接農地の同意書がないことで事務局といたしましては、この農地の転用に伴って紛争が生じる恐れがある場合に該当するものとして、専決処分の除外という取扱いをさせていただきましたので、御審議をいただきたいと思っております。

それで、地図を御覧いただきまして、9ページですが、斜線が入っています50番1号が当該の農地になります。

それで、本来であれば、隣接農地として**(地番)**と、**(地番)**、この2筆の所有者の同意をいただいて届出をしていただくところになりますが、参考につけさせていただいております経緯書のとおりですけれども、申請者が、2021年4月頃から再三にわたって隣接農地の所有者のほうに説明及び調整をしたにもかかわらず、最終的に同意を得ることができなかったということで、同意書の添付がないまま届出提出に至ったということです。

ただしですが、届出を提出いただく際に、結局本日の総会までにまだ日数があるので、引き続き隣接農地の所有者の方に説明に努めてくださいという旨を事務局としてはお伝えしております。結果的に片一方、**(地番)**の所有者につきましては、今日午前中ですが、同意書が市のほうに届いております。事務局に届きました。なので、結果的に、**(地番)**、こちらの所有者の方の同意が取れていないという状況です。

それで、この**(地番)**ですが、経緯書にあります。これまでは**(地番)**、当該の届出の農地の中を通過して、通らせていただいて農地へ出入りをしていた関係で、この通路を引き続き利用させていただきたいことを条件にされていたようです。ただ、こちら所

有者が今後変わっていく可能性がある中で、申請者としてはお約束できませんということで、どうしても調整に至らなかったようです。

それで、その部分についてですが、申請者の申出によると、地図でいいますと、正方形のマークが〔地番〕の上にあります、これ関西電力の鉄塔が建っておりまして、こちらの敷地を通過して少し上に住宅が並んでおります、〔個人情報〕さんのお宅の間の隙間、ここにフェンスがありまして、こちらのフェンスを開けて農地へ通行することを関西電力のほうで承諾していると、既に鍵とかもお渡ししている状況で、こちらを通過して農地への出入りはできるというのが申請者側の主張になっております。

なので、営農条件に絶対的な支障が認められるとは言えない状況のところを御判断いただきまして、御審議いただけたいと思いますのですが、そもそも市街化区域内の農地なので、農業委員会の許可要件ではなく、届出を受理する事務になってきますが、農地法上でいきますと、転用にかかって、周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずる恐れがあると認められる場合は許可してはいけないという規定があります。ただし、先ほど申し上げたように、市街化区域内の農地なので、この許可の対象外、本来は対象外ですが、例外的に対象外という取扱いを考慮しますと、もしこれが営農上支障があるようであれば、農業委員会として何らかの指導なり、意見なりを求めていくところではあるかと考えます。

状況としては、ほかにも通路が確保されているということですので、ここを併せまして御検討いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

詳細に事務局から御説明があったとおりでございます。

こちら辺り袋小路になってしまっていて入れないとかいうようなものであれば許可することもできないということですが、代替的に進入路があるという、また、そういうようなことが認められているという中においては、やはり法令に遵守した中で御判断いただきたいと思います。

農業委員さん、推進委員さんで本件に関しまして何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決いたしたいと思います。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件について、受理することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 出席の中で2名は賛成とは言っていないわけですが、残りの委員さんは賛成ということで挙手をいただきましたので、賛成が多いということで受理することといたしたいと思います。

次に、続いてですが、報告事項に移りたいと思います。農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。

事務局から御説明願います。

○事務局 失礼します。報告第86号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。令和4年8月19日。宝塚市農業委員会会長 林 五郎。

12ページをお願いします。1件ございます。

届出者、〔住所〕。〔氏名〕さん、外3名。届出地、〔地番〕。地目、畑。地積、1,140㎡。耕作者、〔氏名〕さん。転用目的、資材置場。造成期間、令和4年9月1日から10日間。建設施設はございません。

その他として、水利組合同意書。隣地農地はないため同意書は添付ありません。

始末書が添付されておりまして、一部無断で駐車場として利用していたため、今後農地法を遵守するということが記載されておりました。

届出者は4名おりました、(住所)、(氏名)さん。(住所)、(氏名)さん。  
(住所)、(氏名)さん。(住所)、(氏名)さん。

位置図につきましては、13ページの斜線の部分。

計画は、14ページです。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

説明は終わりました。

確認委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。

阪上勝弥委員さん。

○阪上勝弥委員 はい。問題はありませんでした。

○林会長 はい。ありがとうございます。

本件に関しまして、農業委員、推進委員さんで何か御意見、御質問等ございますか。

特に何もありませんので、報告第87号については、相続税の納税猶予に関する  
適格者証明の件を報告いたします。

事務局、説明願います。

○事務局 お願いします。報告第87号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件。  
別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格  
者であることを証明したので、報告します。

16ページをお願いします。2件ございます。

1件目、相続人、(住所)、(氏名)さん。被相続人、(住所)、(氏名)さん。  
相続年月日、令和3年10月15日。被相続人の所有面積、737㎡。

納税猶予農地につきましては、全部で1筆、(地番)。面積は386㎡。

確認委員は、今里委員。証明年月日は、令和4年7月4日。

登記はまだ終わっていませんでした。遺産分割協議書が添付されていまして、米谷  
伴子さんに相続するという旨が記載されておりました。

位置図につきましては、18ページの斜線の部分の1筆になります。

引き続きまして、2番。17ページをお願いします。

相続人(住所)、(氏名)さん。被相続人、(住所)、(氏名)さん。相続年月日、  
令和4年1月14日。被相続人の所有面積、5,304㎡。

納税猶予農地につきましては、全てで6筆ございまして、(地番)外5筆。全て自  
作地で、合計5,014.08㎡。

確認委員は、阪上秀一委員。証明年月日は、令和4年7月22日。

願出地につきましては、(地番)、田、858㎡のうち568.08㎡。(地番)、  
田、1,036㎡。(地番)、田、803㎡。(地番)、田、1,180㎡。(地  
番)、田、694㎡。(地番)、田、733㎡。こちらにつきましては全て植木が植  
わっておりました。

もともと贈与税の納税猶予をされていた方が贈与者がお亡くなりになり、相続税の  
納税猶予に切り替わった事例でございます。

位置図につきましては、19ページの斜線の部分になります。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。

先ほど中身でも出てきましたが、確認委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。

1番の今里委員さん。

○今里委員 問題ないと思います。

○林会長 はい。ありがとうございます。

2番の阪上秀一委員さん。

○阪上秀一委員 問題ありません。

○林会長 はい。ありがとうございます。

農業委員、推進委員さんで本件に関しまして何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、最後に報告第88号について、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。

事務局から説明願います。

○事務局 失礼します。報告第88号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

21ページ、願います。今回、2件ございます。

1件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和元年7月6日から令和4年7月22日。耕作面積、1,076㎡。全てで3筆ございまして、(地番)外2筆。全て自作地で、1,076㎡。証明年月日は、令和4年7月22日です。

願出地につきましては、記載どおりで、位置図につきましては、22ページの斜線の部分になります。22ページになります。

続きまして2番、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和元年7月20日から令和4年7月27日。耕作面積3,600㎡。納税猶予農地につきましては、全てで6筆ございまして、安倉中5丁目220番外5筆。全て自作地で、合計3,600㎡です。証明年月日は、令和4年7月27日。

願出地につきましては、記載どおりであります。

位置図につきましては、23ページから25ページまでになります。

以上です。

○林会長 はい。ありがとうございました。

報告は終わりました。

農業委員さん、推進委員さんで、本件につきまして何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、以上で、本日の議案3件、報告3件について、審議等は終了させていただきます。

これをもちまして、令和4年第8回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

3番 阪上 勝弥

4番 山添 令子